# 「AIを活用した多様な学びのための教育データ基盤に関する調査研究について」公募時の質問回答

| No. | 質問 | 回答 |
|---|---|---|
| 1 | 実証のために開発したソフトウェア等が発生した場合、その権利は文部科学省に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。 | 知財の帰属は委託要綱に基づき、著作権は原則として文部科学省に帰属します。ただし、一部バイドール契約で知財が発生する場合の確認書の取扱いは、事業開始時に決定します。原則は委託要綱に記載の通りとご認識ください。 |
| 2 | 提案においてオープンソースソフトウェア（OSS）やライブラリを活用する場合、ライセンスについて確認させてください。MITやApache Licenseのように、結合先のソフトウェアへ追加の義務を課さない非侵襲的なライセンスであれば採用可能と認識してよろしいでしょうか。一方、GPLのように結合方式によってはソースコードの公開義務が波及するライセンスもあります。非侵襲的であることが表明でき、かつライセンスの所在が明確なOSSであれば、採用しても評価上の減点は発生しない、との理解でよろしいでしょうか。 | 実装手法も含めて御提案の範囲であり、評価・審査に係る具体的な減点についてのお答えは差し控えさせていただきます。 |
| 3 | ①「2 事業の趣旨」に記載されている「実証データ基盤」について、これは本実証において構築する検証環境そのものではなく、本実証の成果を踏まえて将来的に整備される予定のデータ基盤を指す、という理解でよろしいでしょうか。 | 「2.事業の趣旨」に記載の「実証データ基盤」については、ご質問のとおりの趣旨でお間違いありません。なお、本仕様書「3.1（Ⅰ）実証データ基盤の実装に関する調査研究」に記載のとおり、「教育データ基盤に関する調査研究事業として、国または民間事業者等の様々な主体が提供・保有する教育コンテンツを、AIサービスの提供者等が機械的に参照可能な形で構造化・提供する仕組みについて、その構築工程及び品質管理手法に関する仮想環境を構築」することとなっており、仮想環境においても「実証データ基盤」を含めて構成することを想定しております。 |
| 4 | ②「3.1.2 実証項目」の「（2）実証データ基盤の構成検討」における検討項目「実証データ基盤の構築スケジュール」についても、本実証における検証環境ではなく、将来的に整備される共通データ基盤を対象としているという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。<br>将来的にこのような環境を整備するとなった場合に想定されるスケジュールについて、お示しください。 |
| 5 | 本件業務（「AIを活用した多様な学びのための教育データ基盤に関する調査研究」）を受託した場合、貴省が令和9年度概算要求で要求されている「教育分野に必要な基盤的なデータ整備」等の事業において、当社が同規定に該当し、入札に参加できなくなることはありますでしょうか。 | 令和9年度の予算事業につきましては、現在予算要求中の事業でもあるため、具体的な今後の事業に関しては現時点での回答は差し控えさせていただきますが、一般論として、本件業務（「AIを活用した多様な学びのための教育データ基盤に関する調査研究」）は、他の事業の仕様書を直接定めるものではないため、本件業務を請け負ったとしても、他の貴省事業において「業務のための調査を請け負った者」には該当しないとの理解で相違ありません。 |
| 6 | 入札書について、直接持参での提出を検討しております。<br>この場合、入札書を持参する者は、委任状の代理人として記載された者でなくても問題ございませんでしょうか。なお、開札に立ち会う者は、委任状の代理人として記載された者を予定しております。 | ご認識の通りです。 |
| 7 | ・「別添2_委託要項（教育データ利活用に関する調査研究等）」7. 再委託（4）<br>・「別添3_初中局委託事務処理要領」第9条（再々委託の履行体制の把握）<br>上記を拝見したところ、別添2では再々委託は認めない旨の記載がある一方で、別添3では再々委託を前提とした記載となっているように見受けられました。 | 本事業については、別添2委託要項の記載が原則となりますので、御確認いただけますと幸いです。 |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |
| 11 | | |